

答 申 書

平成20年（2008年）5月23日

横須賀市個人情報保護運営審議会

横 個 運 第 1 号
平成20年（2008年）5月23日

横須賀市長 蒲 谷 亮 一 様

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今 村 哲 也

市長の所管に係る個人情報の取扱いについて(答申)

平成20年5月23日付け横財納第8号により諮問のありました個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく、保有個人情報の目的外利用について審議した結果、適当なものと認めましたので答申します。

なお、次の意見を附しますので、保有個人情報の運用及び管理にあたっては市民の権利利益に十分配慮することを要望いたします。また、本答申は滞納対策担当が存続する期間において有効なものとしします。

記

- 1 納税課滞納対策担当は、市の滞納対策を主管する主体として、収集し利用する保有個人情報の管理について責任を負うこと、また本件に関する市民からの苦情には真摯に対応すること。
- 2 滞納対策担当が滞納者情報を取得する際、目的外利用に関する所管課からの本人への通知がなされたか否かを確認したうえで取得すること。なお、本人通知には、市内部における個人情報の取扱い及び問合せ先を明記させること。また、数個の債権の窓口となる所管課が決まった場合における催告の通知には、行政指導の主体及び問合せ先について明記させること。
- 3 滞納対策担当から関係所管課へ提供される個人情報が担当者以外又は他の所管課に漏えいしないようにするための具体的方策を滞納対策担当が速やかに作成し、関係所管課に周知すること。
- 4 滞納者の名寄せを行った後に各所管課に別の課の滞納者情報を併せて提供する際には、どこの課にいかなる情報を提供したかを記録し、全庁の滞納対策事務の進行管理における情報の流れを把握すること。
- 5 いわゆる私債権的な公債権のうち数個の債権の窓口となる所管課においては、情報共有の相手方となる他の課との連携が充分にとられるよう管理監督にあたること。また、事務終了後の個人情報の確実な廃棄又は回収を徹底すること。